

		保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない場合	
団体総合補償制度費用保険 (行事参加者補償制度費用保険特約)	対象となる損害	下記の場合において、総合型地域スポーツクラブ主催の活動に参加中に偶然発生した被補償者 ^(注1) のケガまたは特定疾病 ^(注2) （「補償適用の原因」 ^(注3) といいます。）に対して、被保険者が「補償規程 ^(注4) 」に基づき、費用を負担したことにより被る損害に対して、下記の保険金をお支払いします。	下記のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いしません。 ① 保険契約者・被保険者・保険金受取人・被補償者の故意・重過失 ② 被補償者の自殺行為・闘争行為・犯罪行為 ③ 被補償者の麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シンナー等の使用 ④ 被補償者の無資格運転中・酒酔い運転中の事故 ⑤ 戦争・暴動など ⑥ 被補償者の妊娠・出産または早産 ⑦ 活動参加日の直前12ヶ月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾患と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患（継続契約の場合で、継続して2年以上被補償者である者を除く） ⑧ 該当する補償規程がない場合 ⑨ 該当する補償規程を引受け保険会社が了知していない場合 など	
	災害死亡補償保険金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に被補償者が死亡した場合に、災害死亡補償保険金の全額をお支払いします。ただし、すでに支払った後遺障害補償保険金がある場合は、災害死亡補償保険金からその金額を控除した残額をお支払いします。		
	後遺障害補償保険金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、ケガをした日からその日を含めて180日以内に被補償者に後遺障害が生じた場合、または特定疾病で所定の公的な後遺障害認定を受けた場合、支払割合に応じて保険金をお支払いします。支払割合（最高100%）は、後遺障害の程度に応じて決定します。		
	療養補償保険金	入院日額	補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合に、入院1日につき保険金をお支払いします。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。	
		手術保険金	入院日額が支払われる場合で、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に補償適用の原因の治療のために所定の手術を受けた場合に、入院日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10倍、20倍、40倍）を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故に基づく補償適用の原因につき、1回の手術に限ります。	
		通院日額	補償適用の原因の治療を直接の目的として通院した場合に、通院1日につき保険金をお支払いします。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して、90日分を限度とします。	
	施設所有(管理)者特別約款	スポーツクラブの運営管理や活動に起因して、第三者や会員の身体または財物に損害を与えたことにより、クラブが法律上の損害賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払します。	[共通] ① 保険契約者、被保険者の故意 ② 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒擾（じょう）、労働争議 ③ 地震、噴火、洪水、津波等の天災 ④ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ⑤ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任 など	
	生産物特別約款	スポーツクラブが主催するイベントにおいて製造または販売した製品をお客様に引き渡された後に、これらの製品の欠陥によって他人の身体の障害または財物の損壊を発生させたため、クラブが法律上の損害賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払します。	[施設所有(管理)者特別約款] ① 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家庭用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊 ② 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊 ③ 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任 ④ 航空機、昇降機、自動車または施設外における船、車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 など [生産物特別約款] ① 生産物または仕事の瑕疵に起因するその生産物または仕事の目的物の損壊自体（生産物または仕事の目的物の一部の瑕疵によるその生産物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。）の賠償責任 ② 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任 など	
	管理財物補償特約（施設用・イベント用）	スポーツクラブの運営管理や活動においてスポーツクラブが使用もしくは管理する他人の財物が不測かつ突発的な事故により滅失、損傷もしくは汚損した場合において、クラブが法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。	[① 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董（とう）品、勲章、徽章、稿本、設計書、雑縫、その他これらに準すべき財物の損壊、紛失または盗難 ② 日常の使用に伴う摩擦、消耗、劣化、汚損、破損、自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、腐敗、変色、その他類似の事項、またはねずみ食いもしくは虫食い等の損壊 ③ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家庭用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊 ④ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊 ⑤ 自動車または原動機自転車の所有、使用または管理 ⑥ 消耗品または消耗材に単独に生じた損害 ⑦ リース・レンタル財物に生じた次の損壊・傷などの外観上の損壊にとどまりその機能に支障のない損壊・保守、点検、修理または部品交換などの作業により生じた損壊・電気的または機械的な原因により生じた損壊 ⑧ 植物、動物 ⑨ 被保険者が事業活動の遂行のために他人から3ヶ月以上の予定で借用する不動産およびこれに備え付けられ同時に借用した什器・備品 ⑩ 自動車、航空機、衛星、船舶もしくは原動機付自転車に生じた損壊 など]	

【用語の説明】

(注1) 被補償者：「被保険者」である総合型地域スポーツクラブが主催する総合型地域スポーツクラブの種目^①の参加者で、参加者名簿に記載された者
※あらかじめ約定した種目をいいます。

(注2) 特定疾病：次の疾病をいいます。

急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患／くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患／気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患／細菌性食中毒／日射病・熱射病等の熱中症／低体温症／脱水症

(注3) 補償適用の原因：被補償者が被った次のケガまたは特定疾病

- ①「被保険者」である総合型地域スポーツクラブが主催するクラブ種目参加中のケガまたは特定疾病
- ②上記①のクラブ種目参加のための往復途上のケガまたは特定疾病（ただし、そのクラブ種目参加を目的として住居を出発する前に、参加者名簿で事前に参加が確定している方に限ります。）

(注4) 補償規程：「被保険者」である総合型地域スポーツクラブ主催者が、「被補償者」である総合型地域スポーツクラブの活動参加者に対する補償を定めた規程・規約・協定等で明文化されたもの

この補償制度は Chubb 損害保険株式会社の下記の保険によって運営しております。

・団体総合補償制度費用保険、施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険 管理財物補償特約（施設用・イベント用）

事故が起こったとき

事故が発生した場合は、JSCC スポーツクラブ総合補償制度担当代理店までご連絡ください。

株式会社パイオニア（担当：阿部）

TEL 046-273-8795 FAX 046-273-8796

JSCC スポーツクラブ総合補償制度 担当代理店

株式会社パイオニア

〒242-0003 神奈川県大和市林間 2-1-1-405

JSCC スポーツクラブ総合補償制度

オプション イベント総合補償制度

- ・団体総合補償制度費用保険
- ・施設所有(管理)者賠償責任保険
- ・生産物賠償責任保険
- ・管理財物補償特約（施設用・イベント用）

一般社団法人 全国スポーツクラブコミッション



補償期間 2021年4月1日より2022年4月1日まで 1年間

スポーツクラブ主催者をさまざまなリスクからお守りします。

クラブマネージャーの皆様の声から生まれた、皆様のクラブを守るための保険です。

スポーツクラブ、スポーツクラブの会員、イベント参加者を突然襲う事故・疾病の例

- 運動中のケガ



- クラブへの往復途上でのケガ

- 急性心疾患(心筋梗塞等)
- 細菌性食中毒・急性脳疾患・急性呼吸器疾患



- 炎天下、猛暑による熱中症(日射病・熱射病等)
- 脱水症・低体温症



- スポーツクラブ運営上の過失による事故
- 施設の欠陥や管理の不備による事故
- イベントで提供された飲食物による食中毒

JSCC スポーツクラブ総合補償制度とイベント総合補償制度※の補償概要

※イベント総合補償制度はオプションプランです。

スポーツクラブの会員・イベント参加者のために 団体総合補償制度費用保険

- ① クラブから会員・イベント参加者への補償金(見舞金)を保険金としてクラブにお支払いします。
- ② ケガだけではなくスポーツをしているときに起こりがちな熱中症や脱水症、心筋梗塞などの特定疾病も補償されます。
- ③ 入院、通院補償は1日目から補償されます。
- ④ 補償内容は会員の年齢にかかわらず一律です。
- ⑤ 地震・津波・噴火などの天災によるケガも補償されます。

住居出発前に参加者名簿で参加が確定されている参加者については、クラブの活動に参加するための往復途上も補償可能です。

スポーツクラブのために 施設所有(管理)者賠償責任保険

クラブの運営管理や活動に起因して第三者や会員・イベント参加者の身体や財物に損害を与えたことにより、クラブに法律上の損害賠償責任が生じた場合に負担する賠償金を補償します。

生産物賠償責任保険

※イベント総合補償制度のみ
スポーツクラブが主催するイベントにおいて提供された飲食物・製品が参加者に引き渡された後に、飲食物・製品の欠陥に起因して第三者や会員・イベント参加者の身体や財物に損害を与えたことにより、クラブに法律上の損害賠償責任が生じた場合に負担する賠償金を補償します。

スポーツクラブ運営者・イベント主催者の不安を解決します!!

クラブ主催者としての気遣い(クラブに過失がなくても)

- 会員がクラブの活動中にケガをしてしまった。
- イベント参加者が炎天下でクラブの活動をしていて熱中症で倒れてしまった。

お支払いする保険金

規程※に基づいた会員への見舞金

※規程とは「JSCC あんしんクラブ登録会員施設利用者の災害補償規程」をいいます。

スポーツクラブ運営・イベント主催者としての責任

- 練習中にサッカーゴールが倒れ、会員がケガをしてしまった。
- 野球の打球が隣接する民家に飛び込み、ガラスを破損してしまった。

お支払いする保険金

損害賠償金

弁護士費用等

JSCC スポーツクラブ総合補償制度・イベント総合補償制度のお支払いする保険金

本補償制度は会員とイベント参加者のケガと特定疾病を補償する団体総合補償制度費用保険と、第三者への賠償責任が生じた場合の賠償金を補償する施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険から成り立っています。

団体総合補償制度費用保険

(行事参加者補償制度費用保険特約)

お支払いする保険金の種類

- ① 災害死亡補償保険金
- ② 後遺障害補償保険金
- ③ 療養補償(入院)保険金
- ④ 療養補償(手術)保険金
- ⑤ 療養補償(通院)保険金

補償対象の災害の種類

- ① ケガ ② 特定疾病※の発症
- ※特定疾病とは
 - 急性虚心血管(いわゆる、心筋梗塞)
 - 急性心不全等の急性心疾患
 - くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患
 - 気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患
 - 日射病及び熱射病等の熱中症
- ③ 細菌性食中毒
- ④ 低体温症
- ⑤ 脱水症

施設所有(管理)者賠償責任保険

生産物賠償責任保険

お支払いする保険金の種類

- ① 緊急措置費用 ④ 協力費用
- ② 損害賠償金 ⑤ 求償権保全・行使費用
- ③ 損害防止・軽減費用 ⑥ 争訟費用

契約内容

JSCC スポーツクラブ総合補償制度

	補償内容		保険金額:Aプラン	保険金額:Bプラン
団体総合補償制度費用保険	災害死亡補償	傷害	2,000万円	500万円
		特定疾病	1,000万円	250万円
	後遺障害補償	傷害(最高)	2,000万円	500万円
		特定疾病(最高)	1,000万円	250万円
	療養補償	入院日額	5,000円	5,000円
		特定疾病	2,500円	2,500円
	手術	傷害・特定疾病	手術の種類により入院日額の10・20・40倍	
		通院日額	2,000円	1,600円
	施設所有(管理)者賠償責任保険	特定疾病	1,000円	800円
		対人・対物 共通	1事故につき5億円(免責金額:0円)	
管理財物補償特約			1事故につき1,000万円(免責金額:5万円)	

オプション JSCC イベント総合補償制度

	補償内容		保険金額	
団体総合補償制度費用保険	災害死亡補償	傷害	300万円	
		特定疾病	150万円	
	後遺障害補償	傷害(最高)	300万円	
		特定疾病(最高)	150万円	
	療養補償	入院日額	2,000円	
		特定疾病	1,000円	
	手術	傷害・特定疾病	手術の種類により入院日額の10・20・40倍	
		通院日額	1,000円	
	生産物賠償責任保険	特定疾病	500円	
		対人・対物 共通	1事故・期間中5億円(免責金額:0円)	